は工事成績評定を減ずる試行対象工事である。なお、工事コスト調査の内訳については、工事コスト調査終了後関東地方整備局又は東京外かく環状国道事務所のホームページにより公表する。

⑯　本工事は、「施工プロセスを通じた検査の試行について（平成22年３月29日付け大臣官房地方課長、技術調査課長）」による「施工プロセスを通じた検査」の試行対象工事である。

本工事においては、工事施工中、品質検査員による工事実施状況、出来形及び品質について確認を行うこととし、その結果を踏まえて既済部分検査及び完成検査（完成技術検査を含む）を行うこととする。また、支払い条件は「出来高部分払方式」を採用する。

⑰　本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。

本工事では、受発注者間の双務性の向上とともに、契約変更等における協議の円滑化を図るため、詳細設計完了後に行う変更契約締結後、受発注者間の協議により総価契約の内訳として単価等を合意することとする。なお、本方式の実施にあたっては、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」（関東地方整備局ホームページhttp://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000041.html）に基づき行うものとする。

また、実施方式については、単価等を個別に合意する方式（以下「単価個別合意方式」という。）によることとする。なお、協議開始の日から14日以内に「単価個別合意方式」による協議が整わない場合は、「単価包括合意方式」にて行うものとする。

⑱　本工事は、現場の問題発生に対して迅速な対応を行う「ワンデーレスポンス」を実施する工事である。

⑲　本工事は、設計変更手続きの透明性と公正性の向上及び迅速化を目的として、発注者と施工者が一堂に会して、設計変更の妥当性の審議及び設計変更等に伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「設計変更審査会」の設置対象工事である。

⑳　本工事は、総合評価落札方式における評価の過程の透明性をより一層向上させるため、技術提案の採否等の通知を実施する試行工事である。詳細は入札説明書による。

２　競争参加資格

⑴　下記の①から⑧までに掲げる条件を満たしている単体有資格業者（以下「単体」という。）、又は「競争参加者の資格に関する公示」（平成27年２月26日付け関東地方整備局長）に示すところにより関東地方整備局長（以下「局長」という。）から東京外環中央ＪＣＴ北側ランプ工事に係る特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）としての競争参加の資格（以下「特定ＪＶとしての資格」という。）の認定を受けている者であること。

①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

②　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

③　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,200点以上であること（②の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。

④　会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（②の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑤　平成11年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす施工地域が市街地（平成７年国政調査の人口集中地区と同等）において、技術提案の本体主構造で採用する形状に応じて、以下のいずれかの同種工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。（ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。））

技術提案の本体主構造がニューマチックケーソン工法の場合は、

㋐　ニューマチックケーソンの工事で、圧気圧が2.5気圧以上かつ作業室面積が100㎡以上であること。

技術提案の本体主構造が開削工法の場合は、

㋑　土留工法による開削深度が15m以上であること。

㋒　構造物内幅が10m以上であること。

ただし、㋑、㋒は同一工事でなくとも良い。

技術提案の本体主構造がシールド工法又は非開削工法の場合は、

㋓　シールド工法（密閉型）による工事で施工（セグメント）外径４m以上であること。

なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

経常建設共同企業体又は特定建設工事共同企業体にあっては、構成員のそれぞれが技術提案の本体主構造で採用する形状による上記の施工実績を有すること。

また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。

⑥　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑦　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑧　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑵　本工事に係る技術（設計・施工）提案が適正であること。なお、技術提案書の提出にあたっては、特記仕様書に掲げた基本性能を有する設計・施工提案の立案を行い技術（設計・施工）提案書を提出すること。

⑶　実施設計にあたって、次に掲げるいずれかの基準を満たす設計技術者を当該設計に元請けから配置できること。

①　技術士（総合技術監理部門：建設部門）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。

②　技術士（建設部門）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。

③　ＲＣＣＭの資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。

④　博士（工学）

⑤　土木学会認定技術者（特別上級、上級、１級）

⑷　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

また、複数の技術者を同時に申請する場合は、申請する全ての者について次に掲げる基準を満たしていること。

①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

②　１人の者が、平成11年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した、技術提案の本体主構造で採用する形状に応じて、以下のいずれかの同種工事の経験を有する者であること。（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。（ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。））

技術提案の本体主構造がニューマチックケーソン工法の場合は、

㋐　ニューマチックケーソンの工事で、圧気圧が2.5気圧以上または作業室面積が100㎡以上であること。